



令和6年11月29日
海上保安庁

パラオ共和国海上保安機関に対する能力向上支援 (結果概要)

～FOIPの実現に向けた取組みを推進～

海上保安庁は、令和6年11月15日(金)から11月28日(木)までの間、外国海上保安機関に対する海上保安能力向上支援の専従部門「海上保安庁MCT(Mobile Cooperation Team)」4名を公益財団法人日本財団及び公益財団法人笹川平和財団の支援のもと、パラオ共和国に派遣し、当地海上保安機関職員に対し、海上保安能力向上支援を実施しました。

1 実施項目

- (1) 国際法に関する研修
- (2) 立入検査訓練
- (3) 海難救助訓練

2 結果概要

パラオ共和国海上保安機関職員に対して、国際法に関する研修及び立入検査に関する講義を実施するとともに、立入検査訓練を実施しパラオ共和国海上保安機関職員の海上法執行能力の向上を支援しました。

また、火災船消火のための放水訓練や海上保安庁が採用している海難救助資機材(ファイバーライトクレードル)を活用し、海面漂流者を救助・搬送する救助訓練を実施し、パラオ共和国海上保安機関職員の海難救助能力の向上を支援しました。

海上保安庁では、今後も、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、各国の海上保安機関との連携・協力関係を強化していくとともに、インド太平洋地域の海上保安機関の能力向上支援に積極的に取り組んでまいります。



国家安全保障調整官への表敬



立入検査訓練（法定書類確認中）



漂流者救助訓練



結索訓練



放水訓練



修了式